

平成26年度児童虐待防止への取組状況

整理番号	事業・取組	担当部署	取組内容
(1)子育て支援に向けた取組			
①妊娠期～出産にかけての支援			
(1)-1	育児支援ヘルパー派遣事業	子ども育成課	出産前後の体調不良や育児不安等で家事や育児が困難であるにも関わらず、昼間、乳児と養育者だけになってしまう家庭などにヘルパーを派遣し、家事や育児の手伝いをする。平成22年度に、育児に対する不安や負担感が高く支援を必要とする家庭にも対象者を広げ、利用回数等を拡充し、継続実施している。
(1)-2	さかいマイ保育園事業	保育運営課	身近な保育所(園)を「マイ保育園」として登録することで各種子育て支援サービスを受けることができる。また、子どもひとりにつき午前1回の無料の一時預かりサービスを利用することができる。
(1)-3	保健センターでの妊娠届出時や、転入時の面接	子ども育成課、各区保健センター	要支援者を早期発見し適切な支援に結びつけるため、妊娠届出をされた方や転入妊婦(乳幼児)に対し、保健師等による全数面接を実施している。
(1)-4	妊娠SOSの啓発	子ども育成課	望まない妊娠をされた方が気軽に相談できる窓口の紹介。妊娠SOSは大阪府の委託を受け、大阪府立母子保健総合医療センターが運営しているが、ホームページの紹介等を行っている。
(1)-5	子育てアドバイザー派遣事業	子ども育成課	身近な地域にいる子育てアドバイザー(市の研修を受講したボランティア)が乳幼児のいる家庭を訪問し、相談に応じている。平成23年9月から、初めて出産した人などを対象に生後6～7か月ごろの子どもがいる家庭に訪問を開始し、子育て情報の提供を行っている(さかい子育てスマイル訪問)。
②乳幼児期の支援			
(1)-6	乳児家庭全戸訪問事業	子ども育成課	乳児家庭の孤立化を防ぐため、生後4か月までに保健師・助産師・保育士による訪問を実施し、子育てに関する情報を提供したり、相談に応じたりしている。
(1)-7	民間保育所一時預かり事業	保育運営課	保護者が短時間就労や疾病、育児疲れ解消のためのリフレッシュ等の理由により家庭での育児が困難な場合に、民間保育所での一時預かりを実施している。
(1)-8	子育て短期支援事業	子ども家庭課	保護者の疾病、出産、介護等で育児が一時的に困難な場合、又は緊急一時的に母子の保護を要する場合に、児童養護施設等で一定期間養育及び保護を行っている。
(1)-9	乳幼児健康診査	子ども育成課、各保健センター	各区保健センターにおいて、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を、全数個別通知による集団検診とし、健診時には子どもの発育、発達の確認に加え、育児環境や保護者の育児不安、育児負担等の把握に重点を置いた内容で実施している。また、健診に来られなかった方には、家庭訪問等による状況把握を行っている。

③子育て中の親子が集う場の提供支援			
(1)-10	みんなの子育てひろば事業	子ども育成課	子育て中の親子が集まり、交流できる場を平成26年10月より市内23か所で順次開設し、子育てに関する相談、地域の身近な子育て支援情報の提供などを行う。
(2) 児童虐待防止への啓発			
(2)-1	オレンジリボンキャンペーン	子ども家庭課	11月の児童虐待防止推進月間を中心に、大阪府・大阪市と連携し、「児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン」を実施するとともに、近畿2府4県4政令指定都市の共同でJR西日本及び私鉄の各駅に厚生労働省の児童虐待防止ポスターの掲示による広報・啓発を行う。
(2)-2	オレンジ・パープルリボンキャンペーン	子ども家庭課	本市独自の取組として、「子どもへの虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざして、それぞれの活動のシンボルマークである『オレンジリボン』と『パープルリボン』を一体的にデザインし、共同して広報・啓発活動を行う。
(3) 関係機関からの通告体制の整備等			
(3)-1	堺市立学校園への訪問説明	子ども家庭課	平成22年度から、子ども家庭課職員が市立学校園を訪問し、学校園と保健福祉総合センター、子ども相談所等の関係機関との連携等について説明している。
(3)-2	虐待対応実務マニュアルの改訂	子ども家庭課	子ども虐待に関する基本的な対応を示した手引き「子ども虐待対応実務マニュアル」を改訂し、公立をはじめ私立保育所、幼稚園、小・中学校、児童福祉施設、医療機関、民生委員児童委員等の関係機関へ配付する。
(4) 児童虐待対応の強化			
(4)-1	「24時間ルール」により児童虐待通告への対応を強化	子ども相談所	児童虐待通告に速やかに対応することを目的として、休日における職員の勤務体制を強化することにより、通告から安全確認まで24時間以内に対応する「24時間ルール」を実施する。
(5) 研修その他による人材の育成			
(5)-1	研修その他による人材の育成	子ども相談所、各区子育て支援課等	子ども相談所、各区子育て支援課等児童虐待相談に対応する機関において研修その他による人材の育成を行っている。